

1 福薬発第134号
令和元年6月13日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会
副会長 因間 司
常務理事 宮谷 英記

若年層への大麻に係る薬物乱用防止対策の推進について（周知依頼）

謹啓 時下ますますご清栄の事とお慶び申し上げます。

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く感謝申し上げます。

さて、標記の件につきまして、福岡県薬物乱用対策推進本部より標記文書が届きましたので〔別添〕のとおりお知らせいたします。

ご多忙中恐れ入りますが、貴会会員の学校薬剤師へご周知方よろしくお願いいたします。

謹 白

公益社団法人福岡県薬剤師会会長 殿

福岡県薬物乱用対策推進本部長
福岡県知事 小川 洋
(保健医療介護部薬務課麻薬係)

若年層への大麻に係る薬物乱用防止対策の推進について

学校、地域での薬物乱用防止教室や講習会など、薬物乱用防止対策の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

県内の大麻事犯に起因する検挙者数は平成 26 年以降継続して増加し、平成 30 年は 202 名（県警薬物銃器対策課調べ）と過去最多となり、うち約半数を若年層が占めています。

このような状況を受け、福岡県薬物乱用対策推進本部は、平成 31 年 1 月 24 日に薬物乱用防止第五次五か年戦略を策定しました。本戦略では「若年層を中心とした社会全体への啓発活動の強化・推進による、覚醒剤、大麻等違法薬物乱用の未然防止」を目標の一つとしており、小・中・高等学校等における薬物乱用防止教室の開催など大麻等薬物乱用防止に関する指導・教育の充実強化や、大麻を中心とした広報啓発活動の推進を目標達成のための取組としています。

つきましては今後、薬物乱用防止教室等で御活躍いただいております貴会会員に、下記に留意いただき学校や地域、各関係機関と連携のうえ、若年層への薬物乱用防止対策を推進していただきますよう、周知をお願いします。

記

1. 薬物乱用防止教室や講習会等の内容について

- (1) インターネット等で大麻の有害性を否定する誤った情報が流布されているため、青少年期の大麻の乱用が、正常な成長に悪影響を及ぼし、知能への障害を与えうるものであることの教示
- (2) 大麻が規制薬物であることに加え、大麻には依存性があり、一度手を出すと自分の意志で止めることが困難なものであることの教示
- (3) 特に若年層においては、大麻を初めて使用した経緯の大半が友人等からの勧誘によるものであることから、勧誘への具体的な断り方の教示

2. 薬物乱用防止教室や講習会等の実施方法等について

- (1) 薬物情勢・知見の収集と、最新のリーフレットや DVD 等啓発資材の活用
- (2) 知識の一方的伝達ではない、ブレインストーミング等の多様な指導方法の工夫
- (3) 児童・生徒を見守る体制構築のための、家庭や地域との連携

【参考資料】

- 福岡県薬物乱用防止第五次五年戦略
- 県内の薬物乱用検挙補導状況（大麻）

【参考 URL】

○NO DRUG FUKUOKA（福岡県）

<https://www.no-drugs-fukuoka.jp/>

○I'm clean 違法大麻を撲滅するのはオレたちだ！（警察庁）

https://www.npa.go.jp/bureau/sosikihanzai/yakubutuhyuki/illegal_cannabis/

○今、大麻が危ない！（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000193406.html>

福岡県薬物乱用防止第五次五か年戦略

平成31年1月24日
福岡県薬物乱用対策推進本部

- 目標 1 : 若年層を中心とした社会全体への啓発活動の強化・推進により、覚醒剤、大麻等違法薬物乱用の未然防止を目指す。このため、以下の取組を行う。
- ① 小・中・高等学校等における薬物乱用防止教室の開催など大麻等薬物乱用防止に関する指導・教育の充実強化及び大学、専修学校等に対する啓発の推進
 - ② 有職・無職少年に対する教育・啓発の強化
 - ③ 家庭や地域における薬物根絶意識の醸成
 - ④ 関係機関等による相談体制の充実強化
 - ⑤ 大麻を中心とした広報啓発活動の推進と効果の検証
 - ⑥ 海外渡航者、訪日外国人に対する広報・啓発活動の推進
- 目標 2 : 暴力団等薬物密売組織の壊滅、巧妙化・潜在化する薬物密売への対処及び多様化する乱用薬物に関する監視指導・取締りの強化により、覚醒剤、大麻等違法薬物の供給遮断を目指す。このため、以下の取組を行う。
- ① 暴力団等薬物密売組織の壊滅に向けた取締りの徹底
 - ② 薬物乱用者等に対する取締りの徹底
 - ③ インターネットによる密売等の監視・取締り
 - ④ 条例に基づく未規制物質の特定危険薬物指定と、多様化する薬物の種類・使用形態に応じた分析体制の強化
 - ⑤ 医療用麻薬及び向精神薬等の正規流通に対する指導監督の徹底
 - ⑥ 薬物密輸入阻止に向けた関係機関による合同捜査等の推進
- 目標 3 : 医療機関や民間団体などとの連携を強化し、薬物乱用者の治療、回復及び社会復帰へ包括的かつ継続的に支援することにより、再乱用のない社会を目指す。このため、以下の取組を行う。
- ① 薬物依存症に関する正しい理解の促進
 - ② 薬物乱用者を回復、社会復帰に繋げるための医療機関、民間団体などとの連携強化
 - ③ 薬物乱用者に対する教育・指導の充実による再乱用防止と社会復帰支援
 - ④ 薬物依存症者に対する医療提供体制の充実と就労等の支援
 - ⑤ 薬物乱用者の家族に対する相談体制・支援等の充実と周知

大 麻

- ◆ 平成 30 年中に大麻取締法違反で検挙補導された人員は 202 人で、そのうち少年は 25 人です。前年に比べ全体で 16 人増加し、少年は 8 人増加しています。
- ◆ 有職・無職少年は 21 人で、少年全体の 84%を占めています。

区分		25 年	26 年	27 年	28 年	29 年	30 年
全国検挙補導人員		1,616	1,813	2,167	2,722	3,218	-
福岡県の検挙補導人員		87	65	129	155	186	202
うち、少年①+②+③(女子)		5(0)	3(2)	10(2)	4(1)	17(5)	25(3)
青少年の内訳 (福岡県)	① 児童・生徒	1	0	4	1	4	4
	小学生	0	0	0	0	0	0
	中学生	0	0	0	0	0	0
	高校生	1	0	2	1	2	3
	その他	0	0	2	0	2	1
	②有職少年	4	2	6	2	6	18
	③無職少年	0	1	7	1	7	3

福岡県の大麻事犯検挙補導者人員年次推移

